

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認近畿地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年8月10日は44万円、同年12月10日は42万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日  
② 平成16年12月10日

年金事務所からのお知らせ文書により、A社（現在は、B社）から平成16年8月及び同年12月に支給された賞与の記録が無いことが分かった。

申立期間に賞与がそれぞれ44万円支給されていたので、標準賞与額を正しく記録してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された平成16年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、A社から申立期間①及び②に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の源泉徴収簿及び複数の同僚提出の賞与明細一覧を基に算出した保険料控除額から、平成16年8月10日は44万円、同年12月10日は42万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月30日に5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月

A社（現在は、B社）に勤務していた平成15年7月に、同社から賞与を支給されたが、それが私の年金記録に反映されていないことが年金事務所からの連絡により判明した。

私の預金通帳によると、平成15年7月31日付けで賞与が振り込まれており、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたのは、間違いないので、当該賞与に係る年金記録を正しく記録してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の役員は、「申立人の申立期間に係る賞与は、平成15年7月30日に支払った。その賞与の申立人口座への振込みは、同年7月31日にずれたと思う。」旨陳述しているところ、申立人から提出された預金通帳（写し）における入出金の記帳記録を見ると、平成15年7月31日にA社から賞与が振り込まれていることが確認できる。

また、前述の役員は、「申立人に支払った申立期間に係る賞与から、厚生年金保険料を控除した。」旨陳述しているところ、A社の元同僚が所持する申立期間に係る賞与支払明細書により、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る賞与の支給日については、B社の役員の陳述及び元同

僚が所持する申立期間に係る賞与支払明細書から、平成15年7月30日とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間における標準賞与額については、前述の申立人の預金通帳（写し）及び元同僚の賞与支払明細書を基に推認できる賞与額及び厚生年金保険料額から、5万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 近畿（京都）厚生年金 事案 14995

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社にB業務担当として勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かった。  
申立期間は、A社にB業務担当者として出向していた期間であり、昭和 54 年 8 月 1 日出向元であるC社に戻る直前の期間である。  
厚生年金保険の加入記録が無い期間も従前同様、給与を支払われていたの  
で、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

出向元であるC社から提出された申立人に係る経歴台帳及びA社の元同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間も継続してA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、破産手続が決定され、平成 24 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は死亡している上、同社破産管財人は、申立期間当時の厚生年金保険料の控除が確認できる賃金台帳等の資料を保管していないことから、同社から、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、出向元のC社の人事担当者は、「A社は、当社の代理店であった。」とした上で、「当社は、申立人の経歴台帳のみを保管しているだけである。申立期間当時の出向規定及びA社における申立人の保険料控除等に係る資料は保管していない。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、当該控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月1日から同年10月1日まで  
② 昭和22年3月1日から31年11月19日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②について、脱退手当金が支給済みであるとの説明を受けた。

しかし、私は、昭和31年11月にB社を退職したが、すぐに復職するつもりであったので、厚生年金保険を自分から脱退するはずがない。

脱退手当金を請求したことも受け取ったこともないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことを示す給付種類「脱手」、資格期間「122」、支給金額「22,791」、支給年月日「32.2.7」が記載されている上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給決定当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ老齢年金を受給できなかったことを踏まえると、申立人が当時において脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。